

長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者
選定委員会設置要綱

(設置)

第1 ECI方式（設計段階から設計業務の技術協力を行う施工予定者（以下「実施設計技術協力事業者」という。）が関与する方式をいう。）による大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力者の選定に当たり、透明性及び公平性を確保するとともに優れた提案を求めるため、長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者の選定に関すること。
- (2) 大規模施設の長寿命化改修事業に係る技術協力に関する提案の審査に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員会の委員は、建設部長のほか、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員会の委員の任期は、第2に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は建設部長を充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、建設部建築課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。